

令和4年度 退職互助会 説明会資料

令和4年10月1日(土)

愛知県教育会館

令和4年10月8日(土)

刈谷市総合文化センター

目 次

[I] 公立高等学校教職員退職互助会について	2
1 本会の歴史	
2 本会のしくみと現況	
[II] 療養補助金の給付について	3
1 給付の対象	
2 給付額	
3 その他	
[III] 療養補助以外の事業について	4
1 観劇料の補助	
2 人間ドックの斡旋と補助	
3 その他各種給付事業	
[IV] 退職会員への移行について	5
1 退職会員に移行するための条件	
2 退職会員への移行手順	
3 出資金	
[参考 I] 退職後の公的医療保険制度について	7
[参考 II] 療養補助金の請求手順等について	10

[I] 公立高等学校教職員退職互助会について

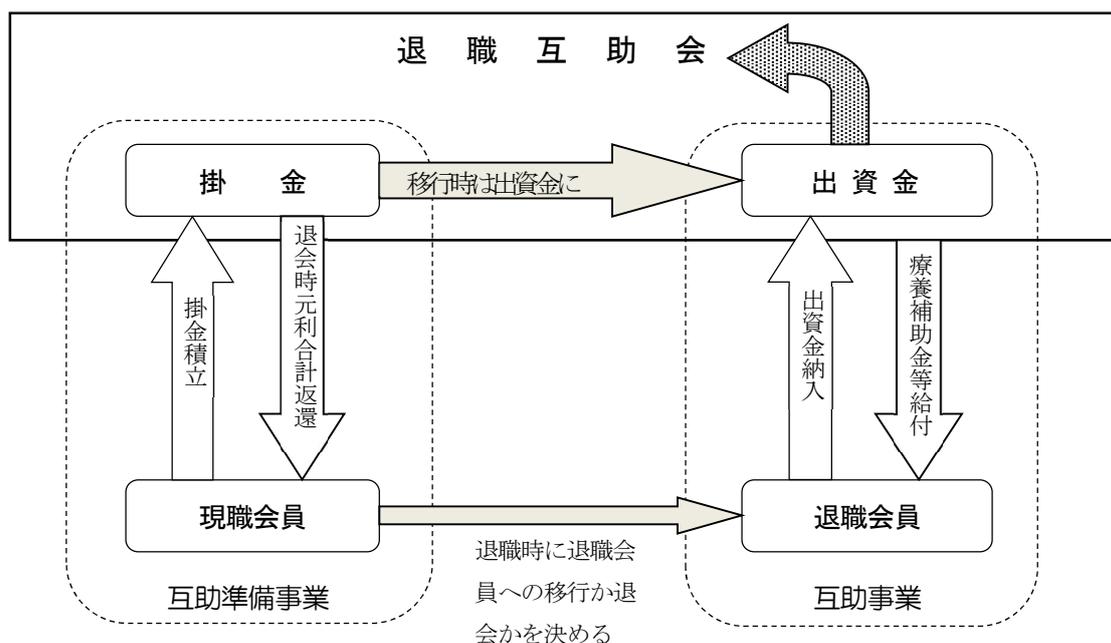
1 本会の歴史

現職時には、保険診療を受けたときに支払った医療費に対して、公立学校共済や県教職員互助会からの一定の付加給付や補助があり、一つの医療機関で1ヶ月に負担する医療費は4,000円が上限です。このため医療費負担の厳しさを実感することがほとんどありません。しかし、退職後には国民健康保険など各種公的医療保険に加入し直すことになり、現職時のような付加給付や補助がなくなります。また、現在では69歳までは原則現職時と同じ3割の自己負担になります。

今から50年ほど前、公的な制度を補完するものとして、医療費の自己負担分を現職時と同様に補助する自前の制度が欲しい、との切実な願いが全国の教職員の間に広がりました。それにこたえて愛知県では、昭和44年に小中学校関係の互助組織である退職互助会（愛知県退職教職員互助会）が設立されました。一方、公立高校関係でも愛知県立高等学校長会、愛高教、名古屋市立高等学校長会、名高教の4団体により、昭和47年（1972年）4月に愛知県公立高等学校教職員退職互助会が発足し、その年の12月には公益財団法人としての認可を受けました。また、発足時より愛知県立学校事務長会（現愛知県立学校事務職員協会）のお力添えをいただき事業を進めてまいりました。

その後、国の公益法人制度改革により平成25年4月から一般財団法人に移行し、今日に至っています。

2 本会のしくみと現況



愛知県公立高等学校教職員退職互助会の現況 (R4. 3. 31 現在)

退職会員数	本人 7,307人 配偶者 2,702人 合計 10,009人
療養給付総額	令和3年度総額 2億4,610万円
保有資産	約55.4億円
資産運用	元本の安全性を重視した各種定期預金・公共債等

[Ⅱ] 療養補助金の給付について

1 給付の対象

公的医療保険による医療費の実質自己負担額が給付の対象になります。

(1) 公的医療保険が適用されるすべてが給付の対象となります。

(例) ・院外薬局での処方箋による投薬代 ・接骨院等での治療 ・義肢などの補助具の費用

(2) 「公的医療保険による診療費」以外の医療費は給付の対象になりません。

(例) ・入院時の差額ベッド代や食事代 ・文書作成手数料 ・歯科インプラント

(3) 公的医療保険から付加給付や還付がある場合には、その金額を自己負担額から減じた実質自己負担額が給付の対象です。

2 給付額

・**診療機関ごと月ごとに**、実質自己負担額から定額(3割負担：600円、2割負担：400円、1割負担：200円)を控除し、**控除後の金額の7割**を療養補助金の給付額としています。

【具体例】 3割負担の方が、一つの医療機関窓口で1か月分の医療費として7,000円を支払った。

○給付額(当該月の請求がこの1件だけの場合)

(7,000円－600円(定額控除))×0.7 = 4,480円 → 100円未満を切り捨て4,400円を支給

○請求に必要な手数料等

・**黄色い請求用紙**で申請する場合(10ページ参照)

→ 請求用紙への必要事項の記入を医療機関に依頼します。その際、医療機関が定める文書作成手数料(1枚あたり無料から2千円を超えるなど幅があるようです。)を医療機関窓口で納めます。文書作成手数料は療養補助の対象外です。

・**白い請求用紙**で申請する場合(11ページ参照)

→ 会員が診療機関ごと月ごとに請求用紙(白色)に必要な事項を記入し、領収書(コピー可)を添えて申請します。請求書1枚あたり100円の手数料が給付から差し引かれます。

・振込手数料(12ページ参照)

→ 550円(給付額3万円未満) 770円(給付額3万円以上)が給付から差し引かれます。

ただし、三菱UFJ信託銀行名古屋支店の口座への振込は無料です。

○請求の有効期間(12ページ参照)

請求できる医療費は、請求用紙が事務局で受け付けられた日を起点にして3年前の同一月までのものです。1年間程度をまとめて請求していただくのが適当です。

3 その他

(1) 障害者医療証等の交付を受けた方について

医療費の自己負担額が無い場合でも本会から総医療費の0.2割(月額26,700円限度)を支給します。※ 請求の際、障害者手帳や福祉医療費受給者証の写しを提出してください。

(2) 特定医療費受給者証の交付を受けた方について

実質自己負担額に応じて個別に給付額を算出します。請求の際、特定医療費受給者証の写しを提出してください。

(3) 高額療養費制度について（9ページ参照）

自己負担額が高額になる場合は国の高額療養費制度により、自己負担額に限度が設けられています。

(例) 70歳未満で年間所得 210 万円以下（非課税者を除く）の場合、1 カ月の上限額 57,600 円となります。年間 4 回目以降は 44,400 円です。この制度により還付等される金額は補助の対象外です。

[Ⅲ] 療養補助以外の事業について

1 観劇料の補助

秋に実施、観劇料の一部を補助いたします。（7月広報に掲載）

【令和4年度の例】

10月6日(木) 「坂東玉三郎 特別公演」 御園座

A席(18,000円)を13,000円で提供

2 人間ドックの斡旋と補助（12月広報に掲載）

(1) 検査機関：愛知健康増進財団	(名古屋市北区)
オリエンタルクリニック	(名古屋市千種区)
半田市医師会 健康管理センター	(半田市)
江南厚生病院 健康管理センター	(江南市)
中野胃腸病院 健診センターなかの	(豊田市)
岡崎市医師会 はるさき健診センター	(岡崎市)
光生会病院 総合健診センター	(豊橋市)
海南病院 健康管理センター	(弥富市)

(2) 補助額：8,000円

(3) 募集人員：280人

3 その他の各種給付事業

○長寿記念祝金：77歳・88歳・99歳の会員に各1万円を給付

○弔慰金：入会后1年未満（10万円）・2年未満（5万円）・3年未満（2万円）
3年以上（1万円）

○その他：療養補助金3年間無給付者に図書カード（4,000円）を給付（3年毎）

[IV] 退職会員への移行について

1 退職会員に移行するための条件

本会の退職会員に移行する条件は次の3点です。

- (1) 退職時に本会の現職会員であること。
- (2) 55歳以上の退職であること。
- (3) 出資金を拠出すること。

配偶者とともに二口で加入されている現職会員の方が、そのまま二口の退職会員となるには二口分の出資金を拠出する必要があります。（「3 出資金」の項参照）二口会員のうち、配偶者だけが移行することや本人会員とは別の年度に移行することはできません。

2 退職会員への移行手順

- (1) 12月中旬

「高退互広報（号外）」とともに「退職会員資格取得届」と「脱退届」を、各学校宛に送付します。

- (2) 2月～3月

- ・移行を希望する方は「退職会員資格取得届」を記入し、各校の事務室へ提出してください。
- ・退会を希望する方は「脱退届」を記入し、各校の事務室へ提出してください。

- (3) 4月下旬

- ・移行希望の方で、積立額が移行に必要な出資金額より少ない場合は、その差額（「調整金」）を、多い場合にはその余剰分を記したお知らせを自宅宛に送付します。

- (4) 5月

- ・「調整金」は5月中旬から下旬に払い込んでください。
- ・余剰分の金額は5月中旬に返金します。
- ・退会される方には、積立金全額を5月末に返金します。

- (5) 6月上旬

退職会員に移行された方のご自宅宛に、「会員証」、「規程集」、「利用のしおり」、「療養補助金請求書」等を送付します。

3 出資金

(1) 出資金

出資金を納めることで退職会員に移行できます。退職会員としての資格は終身にわたりますので、退職会員への移行後に追加徴収はありません。

出資金は終身会費ですので退職会員に移行後は返還されることはありません。また、退職会員には退会規定がありません。

ただし、退職の翌日（年度末退職者の場合、4月1日）から2ヶ月以内であれば、「退職会員資格取得届」の提出を取り消し、退会と同様の扱いとすることができます。

(2) 出資金額

理事会において前年までの給付状況などを基に検討し、次年度の出資金額を決定します。（その決定内容は12月発行の「高退互広報（号外）」でお知らせします）

【参考】令和4年度出資金（令和4年3月31日退職者の場合）

基準額（60歳） 890,000円（前年度に同じ）

間差額 基準年齢の60歳から -1歳につき 30,000円増

+1歳につき 20,000円減

（具体例）

・退職時、本人60歳 配偶者56歳 掛金元利合計額 74万円 × 2口 = 148万円の場合

出資金は 89万円 + [89万円 + 3万円 × (60歳 - 56歳)] = 190万円

（本人分） （配偶者分）

よって 調整金額 = 190万円 - 148万円 = 42万円

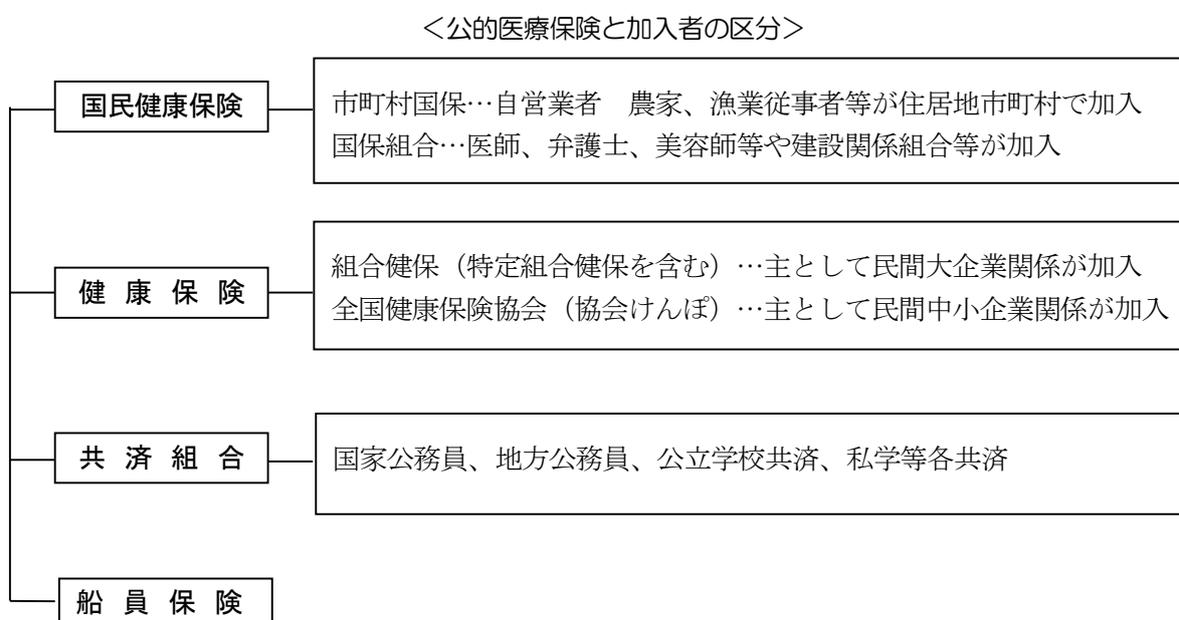
※ 以上は、現時点での本会の事業の概要です。国の医療制度改革に伴い、本会の給付制度（定額控除後の7割給付など）やその他の事業も将来見直しをしながら互助制度を維持していくこととなります。

【参考資料】

[参考 I] 退職後の公的医療保険制度について

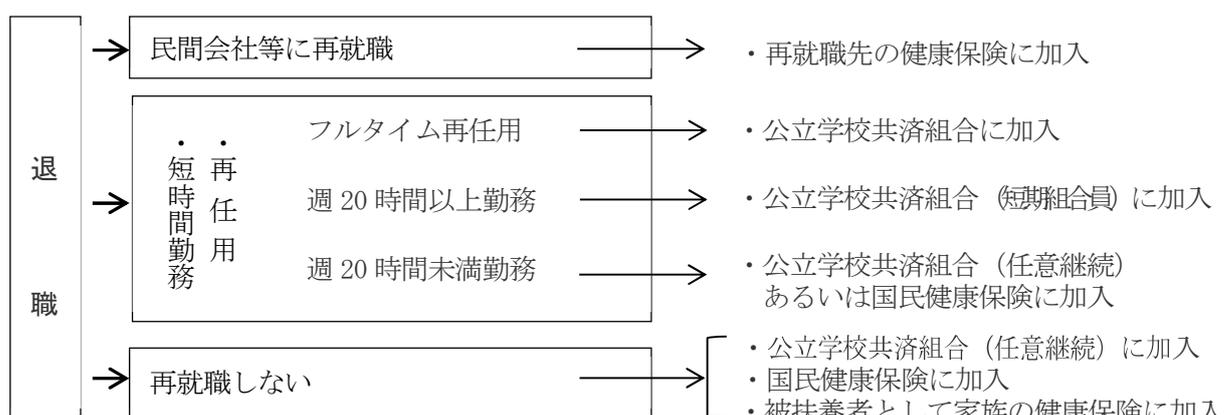
1 公的医療保険の種類

- ・国民皆保険（すべての国民がいずれかの公的な医療保険制度に加入します）



2 退職後の公的医療保険

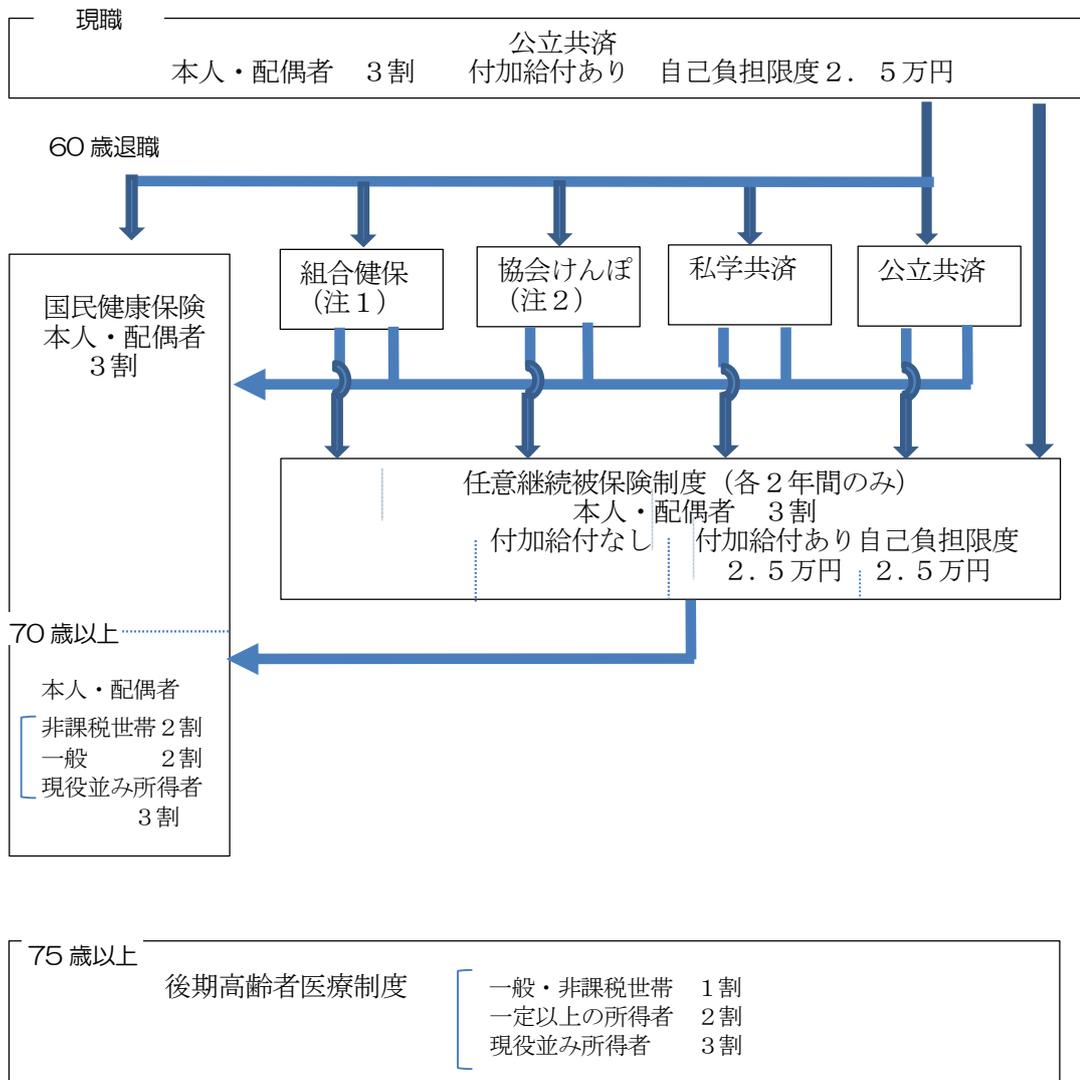
- ・退職後に加入する公的医療保険は、再就職の有無、再就職先等によって異なります。掛金額や付加給付の有無もそれぞれの保険によって異なります。



- (1) 再就職先を退職した場合は、加入していた保険の各任意継続に加入するか、国民健康保険に加入することになります。
- (2) 任意継続は、それぞれ2年以内です。掛金(保険料)は、現職時には事業者が負担していた分も含めて全額自己負担になるので倍額となります。
- (3) フルタイムの再任用の場合は、公立学校共済に加入します（任意継続ではありません）。
※ 令和4年10月より、一定の要件を満たせば短時間勤務の方でも公立学校共済に加入できるようになりました。詳しくは、学校の事務室でお尋ねください。

3 公的医療保険での自己負担

- 退職後に加入する公的医療保険は、再就職先とその勤務条件によって公立共済・私学共済・協会けんぽ等に分かれます。75歳以上では現行制度では後期高齢者医療制度に加入します。



(注1) 大規模事業所適用の健康保険です。

(注2) 小規模事業所適用の健康保険です。正式名称は全国健康保険協会

補足 高額療養費制度について

自己負担額が高額となる場合には高額療養費制度が適用されます。保険診療費が高額の場合、その自己負担額に限度が設けられています。70歳未満の場合については、以下の表のようになっています。

<70歳未満> (国保の場合)	1ヵ月の医療費自己負担上限額 (月 21,000 円以上の自己負担が複数の場合は合算)
ア 年収約 1,160 万円以上 (年間所得 901 万円超)	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% (年間 4 回目以降: 140,100 円)
イ 年収約 770 万 ~ 約 1,160 万円 (年間所得 600 万 ~ 901 万円)	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% (年間 4 回目以降: 93,000 円)
ウ 年収約 370 万 ~ 約 770 万円 (年間所得 210 万 ~ 600 万円)	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (年間 4 回目以降: 44,400 円)
エ ~ 年収約 370 万円 (年間所得 210 万円以下)	57,600 円 (年間 4 回目以降 44,400 円)
オ 住民税非課税者	35,400 円 (年間 4 回目以降: 24,600 円)

注 1) 診療機関の窓口で支払った保険診療費が、限度額を超えた場合

ア 公立共済と私学共済は、数ヶ月後に指定の口座に自動給付(振込)されます。

イ 国民健康保険や“協会けんぽ”は、交付を受けた市町村や全国健康保険協会各支部に申請することで、数ヶ月後に超えた額の還付があります。

ただし、事前の申請(共済、市町村、全国健康保険協会各支部等)で「限度額適用認定証」の交付を受けて、提示すれば窓口負担が法定限度額までとなります。

注 2) 高額療養費制度が適用された場合の自己負担額の計算のしかた(上記表のウの場合)

<例 1> 1ヵ月 100 万円の総医療費の場合

$100 \text{ 万円} \times 3 \text{ 割} = 30 \text{ 万円}$ の自己負担でなく、以下ようになります。

$8 \text{ 万 } 100 \text{ 円} + (100 \text{ 万円} - 26 \text{ 万 } 7000 \text{ 円}) \times 1\% = 87,430 \text{ 円}$ の自己負担ですみます。

退職会員への給付額 $(87,430 \text{ 円} - 600 \text{ 円}) \times 7 \text{ 割} = 60,700 \text{ 円}$ (100 円未満切り捨て)

6 万円以上が給付される(実質自己負担は約 2 万 7 千円)

<例 2> 1ヵ月 100 万円の医療費で 10ヵ月入院した場合(年間 3 回以上となる)

$8 \text{ 万 } 7430 \text{ 円}$ (例 1 で求めた自己負担額) $\times 10 \text{ ヶ月} = 87 \text{ 万 } 4300 \text{ 円}$ の自己負担でなく

$8 \text{ 万 } 7430 \text{ 円} \times 3 \text{ (回)} + 4 \text{ 万 } 4400 \text{ 円} \times 7 \text{ (回)} = 57 \text{ 万 } 3,090 \text{ 円}$ の自己負担になる。

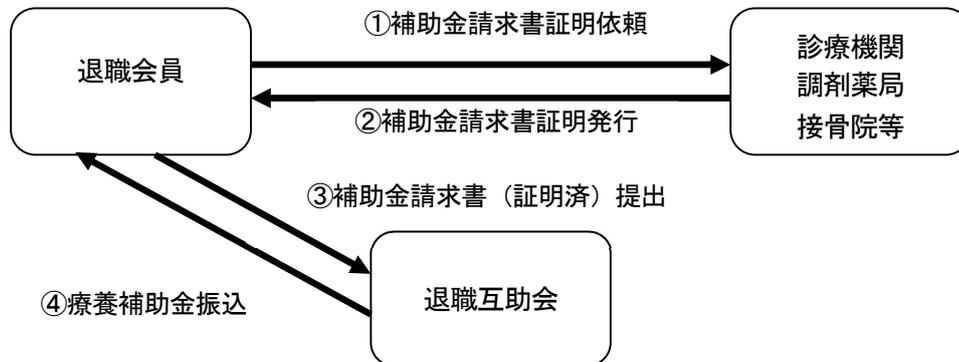
退職会員への給付額 $(573,090 \text{ 円} - 600 \text{ 円} \times 10 \text{ 回}) \times 7 \text{ 割} = 396,900 \text{ 円}$ (100 円未満切り捨て) **約 39 万 6 千円が給付される(実質自己負担は約 17 万 6 千円)**

注 3) 以上のような公的医療保険での自己負担額のうち、保険診療に対し給付を行うのが本互助会です。どの医療保険に加入されても本会に給付申請をいただければ、保険点数に従って給付をいたします。現在の給付率は定額控除後 7 割ですが、将来にわたり保障されるものではありません。

[参考Ⅱ] 療養補助金の請求手順等について

1 療養補助金の請求手順

療養補助金請求書（様式5号・黄色用紙）を利用する場合



(1) 「療養補助金請求書」（様式5号、黄色の用紙）の「会員記入」欄に必要事項を記入押印の上、診療機関へ提出して証明を依頼してください。

※ 各診療機関では、所定の文書作成手数料の支払いを求められます。文書作成手数料の金額は診療機関ごとに異なります。

(2) 診療機関で記入・証明を受けた同請求書を退職互助会へ提出してください。

(3) 請求上の注意点

ア 令和4年度末に退職予定の方は、令和5年4月1日以降の受診分から請求できます。

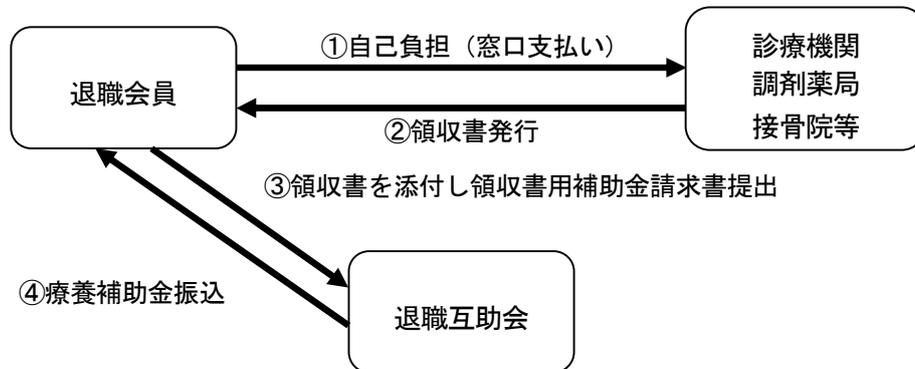
イ 月が重なる重複請求がないように注意してください。診療機関には、「〇年〇月末までの記入で」と依頼してください。

ウ 請求有効期間は3年間です。たとえば、令和5年4月受診分の請求は3年後の令和8年4月末日までに事務局で受付けが完了する必要があります。

※ これは「最大有効期間」であり、医療機関によっては電子データが2年、場合によっては1年しか保存されていないことがあるようです。会員の皆さまには円滑な事務処理のため1年あるいは最大でも2年間程度までにまとめた請求をお願いしています。

エ 請求用紙は退職会員移行時に配布します。請求用紙がなくなったら、返信用封筒を同封して請求してください。（94円切手貼付で15枚程度の請求書を送付いたします）黄色い請求用紙はコピーでの使用はできません。

領収書を添付する領収書用請求用紙（様式5-2C号、白色B5版）を利用する場合



(1) 指定の請求用紙（様式5-2C号、白色B5版）に診療機関毎・月毎にまとめて領収書を添付して、退職互助会に提出してください。

ア 請求用紙は診療機関毎・月毎に1枚必要です。この請求用紙はコピーしていただいて結構です。コピーする場合、B5サイズで表（おもて）面だけをコピーしてください。

イ 添付する領収書はコピーでもかまいません。ただし、等倍でコピーし欠けたところがないようにしてください。

ウ 添付された領収書は返却いたしません。お手元に必要な場合はコピーを添付してください。

エ 領収書またはコピーを請求用紙の裏面に添付する際、請求用紙と領収書の表面の向きが同じになるように重ねてホッチキスでとめてください。（事務の都合上、糊付けはしないでください。）

オ 領収書またはそのコピーが請求用紙（B5）のサイズよりも大きい場合は折りたたんで添付してください。

(2) 請求上の注意点

ア 請求有効期間は、10ページの請求方法と同じです。

イ 領収書での請求は、1つの医療機関毎に月100円の手数料を給付から差し引きます。

（1つの医療機関に毎月通院した場合であれば、1年間で1,200円となります）

ウ 定期的に受診されている医療機関の請求には、様式5号（黄紙用紙）による請求が簡易だと思われます。

【請求にあたって、ご注意ください】

- 事務局の受付日が2026年4月中の場合、2023年4月1日以降の診療の請求が有効です。
- 同一医療機関・同一月の医療費については、ひとまとめにして請求してください。同一医療期間・同一月の医療費を2回の請求に分けて請求することはできません。



会員の皆さまには、できるだけ1年あるいは2年間程度での請求をお願いしています。

2 療養補助金などの給付の要領

- (1) 療養補助金、長寿記念祝金の給付は退職時に提出していただいた「資格取得届」で指定された口座に振り込みます。本会では毎月20日を事務処理の「区切り」としています。療養補助金等は、毎月20日までに受け付けた請求までは、原則として翌月25日に指定口座に送金します（25日が銀行休業日の場合は次の営業日）。21日以降に到着した分は翌々月の給付となります。
- (2) 振込手数料は会員負担で、給付額から差し引かれます。

ただし、振込口座を三菱UFJ信託銀行名古屋支店（本会の事務取扱銀行の支店）に指定した場合のみ、手数料が無料となります。愛知県には名古屋支店のほかに名駅支店がありますが名駅支店の場合は手数料は有料になります。

なお、同信託銀行のキャッシュカードにより、三菱UFJ銀行のATMでも現金を無料で引き出すことができます。（同じ扱いとなる提携ATMが設置されたコンビニもあります）三菱UFJ信託銀行の通帳への記帳はできません。

一般財団法人 愛知県公立高等学校教職員退職互助会

〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目49番10号
愛知県教育会館5階

TEL <052> 261 - 2248

FAX <052> 241 - 0318